

# 入札（見積）結果調書

令和 5 年度

契約番号	第36-21-00001号		
件名	配水センター計算機設備保守業務		
入札(見積)年月日	令和 5年 2月 27日	午前 9時 30分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	8,800,000 円	主管課	36 配水センター
	入札(見積)価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。	最低制限価格	
工種(業種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000020340 美和電気工業（株）北海道支社		

入札（見積）経過

(単位：円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最 低 金 額	第2回	最 低 金 額	第3回	最 低 金 額	
美和電気工業（株）北海道支社		8,000,000					決定
(備考)							
							

## 業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

### 記

- 1 件名 配水センター計算機設備保守業務
- 2 業者名 美和電気工業(株)北海道支社
- 3 特定理由 本業務は、計算機システムの点検・整備を行うことでその機能を維持し、システムの信頼性の確保を図るものである。  
当該システムは24時間連続稼動しているため、これらの保守業務を行うには、当該システムのハード及びソフトに対する専門の知識・技術力を必要とし、過去の保守データ及びハード・ソフトの変更履歴等のデータを保有している業者でなければ対応は不可能である。  
当該システムは、横河電機(株)がハード・ソフト共に製作し、総合代理店である上記業者が納入施工したもので、メーカー独自の開発に依る部分が多く、上記業者以外に知りえない機器情報もあることから、他社では詳細な点検整備、性能評価が出来ない。したがって、本業務は、上記業者でなければ行うことができない。
- 4 根拠規定  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当するため。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

※本様式は「札幌市水道局物品・役務契約等事務様式基準（平成29年4月17日 総務課長決裁）」に定められる。

## 入札（見積）結果調書

令和 5 年度

契約番号	第72-21-00009号		
件名	藻岩浄水場ほか計算機設備保守業務		
入札(見積)年月日	令和 5年 2月 27日	午前 9時 30分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	9,900,000 円	主管課	72 藻岩浄水場
	<small>入札(見積)価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000020340 美和電気工業(株)北海道支社		

## 入札（見積）経過

(単位：円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
美和電気工業(株)北海道支社		9,000,000					決定
(備考)							



## 業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

### 記

1 件 名

藻岩浄水場ほか計算機設備保守業務

2 事業者名

美和電気工業株式会社北海道支社

3 特定理由

本業務は、計算機システムの点検・整備を行うことでその機能を維持し、システムの信頼性の確保を図るものである。

当該システムは 24 時間連続稼動しているため、これらの保守業務を行うには、当該システムのハード及びソフトに対する専門の知識・技術力を必要とし、過去の保守データ及びハード・ソフトの変更履歴等のデータを保有していること、かつ藻岩・西野・宮町浄水場のプロセス制御を熟知している業者でなければ対応は不可能である。

当該システムは、横河電機㈱がハード・ソフト共に製作し、総合代理店である上記業者が納入施工したもので、メーカー独自の開発に依る部分が多く、上記業者以外に公表されていない機器情報もあることから、他社では詳細な点検整備、性能評価が出来ない。したがって、本業務は、上記業者でなければ行うことができない。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

※本様式は「札幌市水道局物品・役務契約等事務様式基準（平成 29 年 4 月 17 日 総務課長決裁）」に定められる。

## 入札（見積）結果調書

令和 5 年度

契約番号	第73-21-00004号		
件名	定山溪浄水場計算法設備保守業務		
入札(見積)年月日	令和 5年 2月 27日	午前 9時 30分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	1,155,000 円	主管課	73 白川浄水場
	<small>入札(見積)価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000020340 美和電気工業(株)北海道支社		

## 入札（見積）経過

(単位:円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
美和電気工業(株)北海道支社		1,050,000					決定

(備考)



a05732100004a

# 業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

1 件名 定山溪浄水場計算機設備保守業務

2 業者名 美和電気工業株式会社 北海道支社

3 特定理由

本業務は、計算機システムの点検・整備を行うことでその機能を維持し、システムの信頼性の確保を図るものである。

当該システムは24時間連続稼働しているため、これらの保守業務を行うには、当該システムのハード及びソフトに対する専門の知識・技術力を必要とし、過去のデータ及びハード・ソフトの変更履歴等のデータを保有していること、かつ定山溪浄水場プロセスの制御を熟知している業者でなければ対応は不可能である。

本業務では、製造者の技術基準に基づいた点検・良否判断を求めている。

当該システムは、横河ソリューションサービス株式会社がハード・ソフト共に製作し、総代理店である上記業者が納入施工したもので、メーカー独自の開発に依る部分が多く、上記業者以外に公表されていない機器情報もあることから、他社では詳細な点検整備・性能評価ができない。また、上記業者はシステム管理のためのサポート体制も整っており、休日・夜間に発生した異常にも対応可能である。

以上より、上記業者以外では本業務を履行することができない。

4 根拠規定 地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号に該当すると判断されるため。

## 入札（見積）結果調書

令和 5 年度

契約番号	第73-21-00003号		
件名	白川浄水場計算機設備保守業務		
入札(見積)年月日	令和 5年 2月 27日	午前 9時 30分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	12,650,000 円	主管課	73 白川浄水場
	<small>入札(見積)価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000020340 美和電気工業(株)北海道支社		

## 入札（見積）経過

(単位:円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第 1 回	最低金額	第 2 回	最低金額	第 3 回	最低金額	
美和電気工業(株)北海道支社		11,500,000					決定
(備考)							



## 業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

### 記

1 件 名

白川浄水場計算機設備保守業務

2 事業者名

美和電気工業株式会社北海道支社

3 特定理由

本業務は、計算機システムの点検及び整備を行うことでその機能を維持し、システムの信頼性の確保を図るものである。

当該システムは24時間連続稼動しているため、これらの保守業務を行うには、当該システムのハードウェア及びソフトウェアに対する専門の知識及び技術力を必要とし、過去の保守データ並びにハードウェア及びソフトウェアの変更履歴等のデータを保有していること、かつ、白川浄水場のプロセス制御を熟知している業者でなければ対応は不可能である。

当該システムは、横河ソリューションサービス株式会社がハードウェア及びソフトウェア共に製作し、総合代理店である上記業者が納入施工したもので、メーカー独自の開発に依る部分が多く、上記業者以外に公表されていない機器情報もあることから、他社では詳細な点検整備、性能評価ができない。したがって、本業務は、上記業者でなければ行うことができない。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

※本様式は「札幌市水道局物品・役務契約等事務様式基準（平成29年4月17日 総務課長決裁）」に定められる。



# 入札（見積）結果調書

令和 5 年度

契約番号	第74-21-00002号		
件名	給配水モニタ保守点検業務		
入札(見積)年月日	令和 5年 2月 27日	午前 9時 30分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	28,600,000 円	主管課	74 水質管理センター
	<small>入札(見積)価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000020340 美和電気工業(株)北海道支社		

## 入札（見積）経過

(単位:円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
美和電気工業(株)北海道支社		26,000,000					決定
(備考)							



## 業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

### 記

- 1 件名 給配水モニタ保守点検業務
- 2 事業者名 美和電気工業株式会社 北海道支社
- 3 特定理由 

本業務で保守点検を委託する給配水モニタは、市内給水栓及び配水池の濁度、色度、残留塩素及び電気伝導率等を24時間365日連続で測定している。この測定データは水質管理センターが保有する水質情報管理システムに送信しており、水道水の水質を常時把握するための重要な装置である。

給配水モニタは、横河電機株式会社独自の技術開発により製作され、この設備の技術基準等は外部に公開されていない。この横河電機株式会社のみが保有する技術及びデータを継承する札幌市内唯一の保守代理店は、給配水モニタを納入、設置した美和電気工業株式会社北海道支社のみである。

本業務で求めている、給配水モニタの点検整備、装置の感度維持及び故障時対応等の保守管理においては、設備仕様及び詳細なデータを保有している業者でなければ機能診断及び劣化診断における良否の判定はできない。

以上の理由から、これらの条件を満たす業者は他にはない。よって上記業者を特定することとする。
- 4 根拠規定 特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第1号に該当すると判断されるため。

# 入札（見積）結果調書

令和 5 年度

契約番号	第74-21-00005号		
件名	水源水質計器保守点検業務		
入札(見積)年月日	令和 5年 2月 27日	午前 9時 30分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	7,040,000 円	主管課	74 水質管理センター
	<small>入札(見積)価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000020340 美和電気工業(株)北海道支社		

## 入札（見積）経過

(単位:円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
美和電気工業(株)北海道支社		6,400,000					決定
(備考)							



## 業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

### 記

- 1 件 名 水源水質計器保守点検業務
- 2 事業者名 美和電気工業株式会社 北海道支社
- 3 特定理由 本業務で保守点検を委託する水源水質計器は、河川水の油分やアンモニア濃度等を24時間365日連続で測定している。この測定結果から得られる情報は、浄水場における薬品注入率の決定や水源水質異常の早期発見に活用されており、浄水場の安定した運転に必要不可欠である。  
この水質計器は、横河電機株式会社独自の技術開発により制作され、技術基準等は一般に公開されておらず、本業務で求めている水質計器の点検整備及び保守管理は、設備仕様及び詳細なデータを保有している業者でなければ行うことはできない。  
上記業者は、札幌市内における官公庁向け当該水質計器の販売・メンテナンスの代理店に指定されている唯一の業者である。  
以上より、上記業者以外では本業務を履行することができない。
- 4 根拠規定  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。  
【特定調達契約の場合】  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第\_\_\_号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

※本様式は「札幌市水道局物品・役務契約等事務様式基準（平成29年4月17日 総務課長決裁）」に定められる。

# 入札（見積）結果調書

令和 5 年度

契約番号	第74-21-00004号		
件名	誘導結合プラズマ質量分析装置（ICP-MS）保守点検業務		
入札（見積）年月日	令和 5年 2月 27日	午前 9時 30分	
入札（見積）場所	水道局総務部総務課入札室		
落札（決定）金額	2,224,200 円	主管課	74 水質管理センター
	<small>入札（見積）価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札（決定）金額である。</small>	最低制限価格	
工種（業種）	290 その他		円
落札（決定）業者	60000020340 美和電気工業（株）北海道支社		

## 入札（見積）経過

（単位：円）

指名（見積）業者名	入札（見積）金額						価格交渉金額
	第 1 回	最低金額	第 2 回	最低金額	第 3 回	最低金額	
美和電気工業（株）北海道支社		2,022,000					決定
(備考)							



## 業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

### 記

- 1 件 名 誘導結合プラズマ質量分析装置 (ICP-MS) 保守点検業務
- 2 事業者名 美和電気工業株式会社 北海道支社
- 3 特定理由 誘導結合プラズマ質量分析装置 (ICP-MS) (アジレント・テクノロジー株式会社製 Agilent7900) は精密水質分析機器であるため、部品の供給及び保守作業等は、製造元のアジレント・テクノロジー株式会社のみが実施可能である。美和電気工業株式会社北海道支店は、水質管理センターで現在使用している対象機器に係るアジレント・テクノロジー株式会社の唯一の代理店 (代理店証明書添付) であるため、当該事業者を特定することとする。

### 4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

#### 【特定調達契約の場合】

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第\_\_\_号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

※本様式は「札幌市水道局物品・役務契約等事務様式基準 (平成 29 年 4 月 17 日 総務課長決裁)」に定められる。

# 入札（見積）結果調書

令和 5 年度

契約番号	第11-21-00007号		
件名	水道局本局庁舎空調自動制御設備等保守管理業務		
入札(見積)年月日	令和 5年 2月 27日	午前 9時 30分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	2,915,000 円	主管課	11 総務課
	<small>入札(見積)価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000021350 ジョンソンコントロールズ(株) 北海道支店		

## 入札（見積）経過

(単位：円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第 1 回	最低金額	第 2 回	最低金額	第 3 回	最低金額	
ジョンソンコントロールズ(株) 北海道支店		2,650,000					決定
(備考)							



## 業者特定理由書

下記の理由により見積業者を特定する。

### 記

- 1 件名 水道局本局庁舎空調自動制御設備等保守管理業務
- 2 業者名 ジョンソンコントロールズ(株)北海道支店
- 3 特定理由 空調自動制御装置は、外気温などの外部負荷や室温、湿度を検出し、冷暖房、換気等の各空調設備の運転調節を自動で操作するものである。  
空調設備全体の構成と空調システムの運転方式は、建物ごとに独自に設計されているものであることから、これらの制御を行う自動制御装置を修繕するには、製造元のみが保有している技術やデータが必要である。  
本局庁舎の空調自動制御装置は、横河ジョンソンコントロール株式会社（現ジョンソンコントロールズ株式会社）製であり、ジョンソンコントロールズ株式会社北海道支社は、当該装置に係る技術やデータを保有している唯一の会社である。  
以上より、上記業者以外では業務を履行することができない。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。



# 入札（見積）結果調書

令和 5 年度

契約番号	第15-21-00012号		
件名	水道局収納金集金業務		
入札(見積)年月日	令和 5年 2月 27日	午前 9時 30分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	9,020,000 円	主管課	15 営業課
	<small>入札(見積)価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	290 その他		円
落札(決定)業者	50000000710 (株)北海道銀行		

### 入札（見積）経過

(単位:円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第 1 回	最低金額	第 2 回	最低金額	第 3 回	最低金額	
(株)北海道銀行							決定
	8,400,000		8,300,000		8,200,000		
(備考)							



## 業 者 特 定 理 由 書

- 1 件 名 水道局収納金集金業務
- 2 特定業者名 株式会社北海道銀行
- 3 特定理由 下記の理由により業者を特定することといたしたい。

### 記

#### (1) 業者の特定

本業務は水道局各庁舎等で領収した収納金を集金し、収納原符とともに出納取扱金融機関の事務センターに持ち込み、収納金及び収納原符を点検確認のうえ、水道事業管理者口座に入金するものである。

本業務実施の前提として、水道局各庁舎の現金収納員等が収納した金銭は札幌市水道局会計規程第 29 条の規定により、収納した日もしくは翌日までに「出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関」に払い込まなければならない。

過去には、出納取扱金融機関の派出所が水道局各庁舎内に配置され、金銭の払込み及び入金処理が円滑に行われていたが、撤退したことにより、金銭を庁舎外の金融機関に払い込まなければならなくなった。払込み後において迅速に水道局の収入とするには、各庁舎単位で出納取扱金融機関の事務センターに直接持ち込む必要があり、事故防止の観点から複数名の職員で運搬しなければならない。

また、水道局各庁舎等で領収した収納金と収納原符の取りまとめ及び払込みを一括して委託することで、個人情報漏洩防止及び一連の業務として効率化を図ることができ、職員配置や経費面等事務効率の観点から、専門業者に委託することが合理的であり、安全性も確保される。

上記業者は、札幌市水道局と出納取扱金融機関として複数年の契約を結んでおり、他の収納取扱金融機関で支払われた上下水道料金等全ての収納金及び収納原符を取りまとめ、読取処理及び収納データ作成まで一連の業務を行っている。

これらのことから、当局の仕様に沿って指定期日までに安全・確実に払込業務を遂行できる唯一の業者である株式会社北海道銀行を特定する。

#### (2) 根拠規程

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

「契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当すると判断されるため。

#### (3) 参 考

令和 4 年度上期業務実績

集金取扱回数	492 回	(前年度実績	488 回)
集金取扱袋数	2,121 袋	(前年度実績	1,743 袋)
集金取扱金額	68,798 千円	(前年度実績	50,488 千円)

## 入札（見積）結果調書

令和 5 年度

契約番号	第15-21-00007号		
件名	上下水道料金収納原符読み取り処理及び収納データ作成業務		
入札(見積)年月日	令和 5年 2月 27日	午前 9時 30分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	47.30 円	主管課	15 営業課
	<small>入札(見積)価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	290 その他		円
落札(決定)業者	50000000710 (株)北海道銀行		

## 入札（見積）経過

(単位:円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
(株)北海道銀行		43.00					決定
(備考)							
【単価契約】							



## 業者特定理由書

下記の理由により業者を特定することといたしたい。

### 記

- 1 件名 : 上下水道料金収納原符読み取り処理及び収納データ作成業務
- 2 特定業者 : 株式会社 北海道銀行
- 3 業務内容 : 各金融機関及び水道局で支払われた上下水道料金並びに口座振替により支払われた上下水道料金等のデータを読み取り、収納データの作成を行う業務である。
- 4 特定理由 : 金融機関等の窓口や口座振替で支払われた水道料金については、上下水道料金オンラインシステムへ収入日等を早期に反映させるため、本局の電算処理に沿って指定期日までに収納データの読み取り及びシステムへの取込みが可能な収納データの作成を行う必要がある。  
このため、収納原符の取りまとめから収納データの読み取り、収納データ作成までの一連の業務を同一業者に一括委託することで、収入確認の最短化と、未収金に係る収納業務の効率化につながるものである。  
上記業者は、本局の出納取扱金融機関であり、他の収納取扱金融機関で支払われた上下水道料金等のすべての収納金及び収納原符の取りまとめを行っており、本業務を一括して履行できる唯一の業者であることから、上記業者を特定する。
- 5 根拠規定 : 地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号に該当すると判断されるため。

# 入札（見積）結果調書

令和 5 年度

契 約 番 号	第15-21-00008号		
件 名	新設登録・給水装置情報登録業務（中央・南・北・西・手稲）		
入札(見積)年月日	令和 5年 2月 27日	午前 9時 30分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	44,440,000 円	主 管 課	15 営業課
	<small>入札(見積)価格に 10 %に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工 種（業 種）	290 その他		円
落札(決定)業者	60000003431 北ガスサービス（株）		

## 入 札（ 見 積 ） 経 過

(単位:円)

指名(見積)業者名	入 札（ 見 積 ） 金 額						価格交渉金額
	第 1 回	最 低 金 額	第 2 回	最 低 金 額	第 3 回	最 低 金 額	
北ガスサービス（株）							決定
		40,900,000		40,400,000			
(備考)							



## 業者特定理由書

下記の理由により業者を特定することといたしたい。

### 記

- 1 件名 新設登録・給水装置情報登録業務  
(中央区・南区・北区・西区・手稲区)
- 2 業者名 北ガスサービス株式会社
- 3 特定理由 本業務は、新たな給水装置が設置された際に、給水装置及び使用者情報等について現地調査を行い、お客さま番号を付番した初期データに調査情報を加え、既存の検針経路を考慮した経路を設定し、上下水道料金オンラインシステムに登録する業務と、すでに登録されている給水装置情報を更新する業務である。  
効率的に検針業務を行えるよう、検針経路や給水装置の設置場所を正確に把握し、適切に給水装置情報を登録する必要があること、新設工事で使用した水量の料金精算に関する説明や届出受理を行う必要があることなど、給水装置や料金調定に関する幅広い業務知識が必要である。また、本業務によって登録された情報を基に検針業務を行うことから、正確かつ迅速な履行が求められる。  
上記業者は、当該地区の検針業務受託事業者であり、給水装置や料金調定に関する業務知識を有している。また、本業務は検針業務と密接に関係しており、建物情報や給水装置設置場所の調査及び登録から検針業務の実施まで、一連の作業を一体的に実施することで、効率的な業務履行が可能となる。検針業務を受託している上記業者は、一連の作業を一体的に実施可能な唯一の業者であることから、上記業者を特定することとする。
- 4 根拠規程 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号「契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当すると判断されるため。

# 入札（見積）結果調書

令和 5 年度

契約番号	第15-21-00009号		
件名	新設登録・給水装置情報登録業務（東区・白石区・厚別区）		
入札（見積）年月日	令和 5年 2月 27日	午前 9時 30分	
入札（見積）場所	水道局総務部総務課入札室		
落札（決定）金額	25,410,000 円	主管課	15 営業課
	<small>入札（見積）価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札（決定）金額である。</small>	最低制限価格	
工種（業種）	290 その他		円
落札（決定）業者	60000104310 ヴェオリア・ジェネッツ（株）		

## 入札（見積）経過

（単位：円）

指名（見積）業者名	入札（見積）金額						価格交渉金額
	第 1 回	最低金額	第 2 回	最低金額	第 3 回	最低金額	
ヴェオリア・ジェネッツ（株）		23,100,000					決定
(備考)							



## 業者特定理由書

下記の理由により業者を特定することといたしたい。

### 記

- 1 件名 新設登録・給水装置情報登録業務（東区・白石区・厚別区）
- 2 業者名 ヴェオリア・ジェネッツ株式会社
- 3 特定理由 本業務は、新たな給水装置が設置された際に、給水装置及び使用者情報等について現地調査を行い、お客さま番号を付番した初期データに調査情報を加え、既存の検針経路を考慮した経路を設定し、上下水道料金オンラインシステムに登録する業務と、すでに登録されている給水装置情報を更新する業務である。  
効率的に検針業務を行えるよう、検針経路や給水装置の設置場所を正確に把握し、適切に給水装置情報を登録する必要があること、新設工事で使用した水量の料金精算に関する説明や届出受理を行う必要があることなど、給水装置や料金調定に関する幅広い業務知識が必要である。また、本業務によって登録された情報を基に検針業務を行うことから、正確かつ迅速な履行が求められる。  
上記業者は、当該地区の検針業務受託事業者であり、給水装置や料金調定に関する業務知識を有している。また、本業務は検針業務と密接に関係しており、建物情報や給水装置設置場所の調査及び登録から検針業務の実施まで、一連の作業を一体的に実施することで、効率的な業務履行が可能となる。検針業務を受託している上記業者は、一連の作業を一体的に実施可能な唯一の業者であることから、上記業者を特定することとする。
- 4 根拠規程 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号「契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当すると判断されるため。



# 入札（見積）結果調書

令和 5 年度

契約番号	第15-21-00010号		
件名	新設登録・給水装置情報登録業務（豊平区・清田区）		
入札（見積）年月日	令和 5年 2月 27日	午前 9時 30分	
入札（見積）場所	水道局総務部総務課入札室		
落札（決定）金額	17,424,000 円	主管課	15 営業課
	<small>入札（見積）価格に 10 %に相当する額を加算した金額が法律上の落札（決定）金額である。</small>	最低制限価格	
工種（業種）	290 その他		円
落札（決定）業者	60000108660 （株）日本ウォーターテックス		

## 入札（見積）経過

（単位：円）

指名（見積）業者名	入札（見積）金額						価格交渉金額
	第 1 回	最低金額	第 2 回	最低金額	第 3 回	最低金額	
(株) 日本ウォーターテックス		15,840,000					決定
(備考)							



## 業者特定理由書

下記の理由により業者を特定することといたしたい。

### 記

- 1 件名 新設登録・給水装置情報登録業務（豊平区・清田区）
- 2 業者名 株式会社日本ウォーターテックス
- 3 特定理由 本業務は、新たな給水装置が設置された際に、給水装置及び使用者情報等について現地調査を行い、お客さま番号を付番した初期データに調査情報を加え、既存の検針経路を考慮した経路を設定し、上下水道料金オンラインシステムに登録する業務と、すでに登録されている給水装置情報を更新する業務である。  
効率的に検針業務を行えるよう、検針経路や給水装置の設置場所を正確に把握し、適切に給水装置情報を登録する必要があること、新設工事で使用した水量の料金精算に関する説明や届出受理を行う必要があることなど、給水装置や料金調定に関する幅広い業務知識が必要である。また、本業務によって登録された情報を基に検針業務を行うことから、正確かつ迅速な履行が求められる。  
上記業者は、当該地区の検針業務受託事業者であり、給水装置や料金調定に関する業務知識を有している。また、本業務は検針業務と密接に関係しており、建物情報や給水装置設置場所の調査及び登録から検針業務の実施まで、一連の作業を一体的に実施することで、効率的な業務履行が可能となる。検針業務を受託している上記業者は、一連の作業を一体的に実施可能な唯一の業者であることから、上記業者を特定することとする。
- 4 根拠規程 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号「契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当すると判断されるため。